

平成29年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	11
一般議案	19
補正予算議案	5
合計	35

No 1	北九州市個人情報保護条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(総務局文書館)</p>
<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化する等の措置を講ずるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 個人情報の定義の明確化（第2条関係） 個人情報のうち指紋データ、旅券番号等のそれそのものから特定の個人を識別することができる符号を「個人識別符号」として新たに定義する。</p> <p>2 市長等による取得が制限される個人情報の明確化（第2条、第6条関係） 市長等は、法令に定めがある場合等を除き、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等の取扱いに特に配慮を有する個人情報をいう。）を取得してはならないことを定める。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>	

<p>N o 2</p>	<p>北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(総務局人事部人事課)</p>
<p>国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件を考慮し、再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加 (第3条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを、再度の育児休業をすることができる特別の事情として追加する。</p> <p>2 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情の追加 (第4条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">1と同様の事情を、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として追加する。</p> <p>3 再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の追加 (第11条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">1と同様の事情を、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情として追加する。</p> <p>4 施行期日</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年1月1日</p>	

No
3

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 給与改定

改定率 0.09パーセント

2 初任給調整手当の支給限度額の改定（第11条の2関係）

現 行	改正後
月額 308,000円	月額 308,300円

3 扶養手当の見直し（第12条関係）

(1) 配偶者に係る手当額の引下げ

現 行	改正後
月額 14,000円	月額 7,500円

(2) 子に係る手当額の引上げ

現 行	改正後
月額 7,500円	月額 10,000円

4 施行期日

1及び2は、規則で定める日（平成29年4月1日から適用）

3は、平成30年4月1日

No 4	北九州市旅費条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(総務局人事部給与課)</p>
<p>自家用車を使用して旅行した場合の旅費の支給について定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 自家用車を使用して旅行した場合の旅費の支給に関する規定の新設（第11条の2関係）</p> <p>任命権者が定める職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車を使用して旅行した場合に、規則で定める額の旅費を支給する旨を定める。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>	

<p>N o 5</p>	<p>障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例について (保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課)</p>
<p>本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制の整備、障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 前文</p> <p>(2) 総則（第1条—第6条）</p> <p>(3) 障害を理由とする差別の禁止（第7条・第8条）</p> <p>(4) 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等</p> <p>ア 障害を理由とする差別に関する相談体制（第9条・第10条）</p> <p>イ 北九州市障害者差別解消委員会（第11条・第12条） 事業者又は市による障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、市に北九州市障害者差別解消委員会を置く。</p> <p>ウ 助言及びあっせん等（第13条—第17条）</p> <p>エ 勧告及び公表（第18条・第19条） 当事者のうち事業者が助言に従わず、又はあっせん案を受諾</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

しないときは、市長が、勧告及び公表をすることができることを定める。

オ 障害者差別解消支援地域協議会（第20条）

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第21条—第24条）

(6) 雑則（第25条）

2 施行期日

1 (1)、(2)、(3)、(4)ア及びオ、(5)並びに(6)は、公布の日

1 (4)イ、ウ及びエは、平成30年4月1日

N o
6

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例について

(産業経済局公営企業設置準備室)

公営競技事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するもの

1 条例の内容

- (1) 公営競技事業の設置 (第1条)
- (2) 地方公営企業法の規定の適用 (第2条)
- (3) 経営の基本 (第3条)
- (4) 管理者 (第4条)
- (5) 組織 (第5条)
- (6) 重要な資産の取得及び処分 (第6条)
- (7) 議会の同意を要する賠償責任の免除 (第7条)
- (8) 議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等 (第8条)
- (9) 業務状況説明書類の提出 (第9条)

2 施行期日

平成30年4月1日

No 7	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 の一部改正について (建設局公園緑地部公園管理課)								
<p>帆柱公園駐車施設の使用料を設定する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 公園施設の設置基準の追加 (第3条の4関係)</p> <p>(1) 市が設置する都市公園に公募対象公園施設を設ける場合は、当該公園施設の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として所定の建築面積を超えることができることを定める。</p> <p>(2) 市が設置する都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないことを定める。</p> <p>2 帆柱公園駐車施設の使用料の設定 (別表第1関係)</p> <p>(1) 大型自動車及び中型自動車</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1台1回 (1日以内)</td> <td style="padding: 5px;">1,000円以下の範囲内で規則で定める額</td> </tr> </table> <p>(2) 普通自動車</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1台1回 (2時間以内)</td> <td style="padding: 5px;">100円以下の範囲内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1台1回 (2時間を超えて4時間以内)</td> <td style="padding: 5px;">200円以下の範囲内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1台1回 (4時間を超えた場合)</td> <td style="padding: 5px;">300円以下の範囲内で規則で定める額</td> </tr> </table> <p>3 施行期日</p> <p style="margin-left: 40px;">1 は、公布の日</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (1) は、規則で定める日</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (2) は、平成29年12月21日</p>		1台1回 (1日以内)	1,000円以下の範囲内で規則で定める額	1台1回 (2時間以内)	100円以下の範囲内で規則で定める額	1台1回 (2時間を超えて4時間以内)	200円以下の範囲内で規則で定める額	1台1回 (4時間を超えた場合)	300円以下の範囲内で規則で定める額
1台1回 (1日以内)	1,000円以下の範囲内で規則で定める額								
1台1回 (2時間以内)	100円以下の範囲内で規則で定める額								
1台1回 (2時間を超えて4時間以内)	200円以下の範囲内で規則で定める額								
1台1回 (4時間を超えた場合)	300円以下の範囲内で規則で定める額								

No
8

北九州市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防部指導課)

自動火災報知設備を設けなければならない防火対象物の範囲を改めるため、関係規定を改めるもの

1 自動火災報知設備の設置の義務付けに係る基準の追加（第46条関係）

現行	改正後
一定の複合用途防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの	(1) 寄宿舍、下宿又は共同住宅（主要構造部を耐火構造又は準耐火構造としたものを除き、常時外気に開放されていない共用の廊下又は階段を有するものに限る。）で、延べ面積が150平方メートル以上のもの (2) 一定の複合用途防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2 施行期日

平成30年4月1日

No
9

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務部企画調整課)

伊川小学校ほか2校を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 小学校の廃止（別表第1関係）

(1) 平成31年3月31日をもって廃止するもの

名称	位置
北九州市立伊川小学校	北九州市門司区大字伊川1058番地の2
北九州市立北小倉小学校	北九州市小倉北区中井口4番1号

(2) 平成32年3月31日をもって廃止するもの

名称	位置
北九州市立花房小学校安屋分校	北九州市若松区大字安屋2280番地の2

2 施行期日

1 (1) は、平成31年4月1日

1 (2) は、平成32年4月1日

N o
1 0

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について

(教育委員会教職員部教職員給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 給与改定

改定率 0.09パーセント

2 扶養手当の見直し(第18条関係)

(1) 配偶者に係る手当額の引下げ

現 行	改正後
月額 14,000円	月額 7,500円

(2) 子に係る手当額の引上げ

現 行	改正後
月額 7,500円	月額 10,000円

3 事務長に係る給料表の設定等(別表第2、別表第5関係)

学校事務職員に係る行政職給料表に職務の級4級を新設し、行政職給料表級別基準職務表に事務長の職務を加える。

4 施行期日

1は、規則で定める日(平成29年4月1日から適用)

2及び3は、平成30年4月1日

No 11	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員給与課)
----------	---

義務教育費国庫負担金の見直し及び他の地方公共団体の教員の給与等を考慮し、教員特殊業務手当の改定を行うため、関係規定を改めるもの

1 教員特殊業務手当の改定（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例別表関係、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表第7関係）

区 分	現 行	改正後
修学旅行、林間学校、臨海学校等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき	4, 250円	5, 100円
対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うものに従事したとき	4, 250円	5, 100円
学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき	3, 000円	3, 600円

2 施行期日

平成30年1月1日

No
12

公立大学法人北九州市立大学定款の一部変更について

(企画調整局政策部企画課)

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人北九州市立大学定款の一部を変更するもの

1 監事の職務及び権限の変更（第9条関係）

- (1) 監事が法人の業務を監査する場合、監査報告を作成しなければならないことを定める。
- (2) 監事は、役員及び職員に対する事務及び事業の報告聴取や業務及び財産の状況の調査をすることができることを定める。
- (3) 地方独立行政法人法に定める書類を市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならないことを定める。

2 監事の任期の変更（第14条関係）

現 行	改正後
監事の任期は、2年とする。	監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 施行期日

平成30年4月1日

No 13	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>平成30年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

<p>N o 1 5</p>	<p>納骨堂建設に係る義務付け等請求事件に関する和解について (建設局公園緑地部公園管理課)</p>
<p>納骨堂建設に係る義務付け等請求事件について次のとおり和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市門司区 宗教法人</p> <p>2 和解事項概要</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、物件目録(1)記載の土地（以下「代替地」という。）を以下の条件で賃貸する。</p> <p>ア 相手方は、代替地を、物件目録(2)記載の建物を建築し所有する目的で使用し、他の用途には使用しない。</p> <p>イ 賃貸借期間は、30年とし、更新を妨げない。</p> <p>ウ 賃借料（年額）は、1平方メートル当たり575円に代替地の平方メートル数を乗じて得た額（(1)の賃貸借契約を平成30年度に締結する場合は、北九州市公有財産管理規則（以下「規則」という。）第18条により算定した額）とし、(3)の契約期間の始期が属する年度から起算して3年度ごとに同条により算定した額に見直す。その支払期日は、規則第19条によるものとする。</p> <p>エ (2)の賃貸借契約が効力を失った場合には、(1)の賃貸借契約も効力を失うものとする。</p> <p>(2) 相手方は、北九州市に対し、物件目録(3)記載の土地（以下「本件土地」という。）を、以下の条件で賃貸する。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- ア 北九州市は、本件土地を和布刈公園用地として使用し、既存の観潮遊歩道と一体整備するものとし、他の用途に使用しない。
- イ 賃貸借期間は、30年とし、更新を妨げない。
- ウ 賃借料（年額）は、1平方メートル当たり686円に本件土地の平方メートル数を乗じて得た額（(2)の賃貸借契約を平成30年度に締結する場合は、規則第18条の例により算定した額）とし、(3)の契約期間の始期が属する年度から起算して3年度ごとに同条の例により算定した額に見直す。その支払期日は、規則第19条の例によるものとする。
- エ (1)の賃貸借契約が効力を失った場合は、(2)の賃貸借契約も効力を失うものとする。
- (3) (1)及び(2)の賃貸借契約における契約期間の始期は、都市公園法に基づく和布刈公園の区域変更の公告の日と同日とする。
- (4) 北九州市が(2)の賃貸借契約の賃借料の予算について、北九州市議会の議決を得たときは、北九州市と相手方は、遅くとも平成31年3月末日までに、(5)に定める代替地造成工事（北九州市分）の完了、代替地を都市公園の区域から除外し公用を廃止する手続の完了、都市計画変更手続の完了及び関門自動車道下部分の道路占用許可を停止条件として、(1)及び(2)の賃貸借契約を締結する。
- (5) 北九州市は、代替地における地盤改良、擁壁及び車両進入路の整備、法面保護、各種埋設物等の移設を内容とする造成工事を実施する。ただし、地盤の状況等により、物件目録(2)記載の建物の建築に支障のない範囲で、軽微な変更を行う場合がある。相手方が代替地において別途造成工事を必要とするときは、北九州市の承諾を得て、相手方の費用負担のもとにこれを実施するものとする。

(次頁に続く)

(続き)

- (6) 相手方は、本件不許可処分の効力に今後何ら異議を申し立てず、本和解成立と同時に本件訴えを取り下げる。
- (7) (1)及び(2)の賃貸借契約の締結いかんにかかわらず、相手方は、今後、本件土地に建築物その他の工作物を建築しないものとする。(1)及び(2)の賃貸借契約が終了した場合も、同様とする。
- (8) 相手方及び北九州市は、本件に関し、相手方及び北九州市間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 物件目録概要

(1) 下記土地の一部

ア 所在 北九州市門司区大字門司

地番 3491番14

地目 公園

地積 3,619平方メートル

イ 所在 北九州市門司区大字門司

地番 3491番9

地目 山林

地積 9,768平方メートル

(2) 建物

用途 納骨堂

構造 鉄筋コンクリート造4階建

床面積 1階 232.22平方メートル

2～4階 各263.51平方メートル

(3) 下記土地の一部

所在 北九州市門司区大字門司

(次頁に続く)

(続き)

地 番 3 4 9 1 番 1 1

地 目 山林

地 積 5 0 2 平方メートル

No 16	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>門司区大字白野江及び太刀浦海岸に所在する市有地を荷さばき施設用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区大字白野江9番2 門司区大字白野江9番4 門司区太刀浦海岸70番1 門司区太刀浦海岸70番3 2 土地の面積 2万3,051.7㎡ 3 売払い予定金額 6億90万円 	

No 18	市有地の処分について (港湾空港局みなと振興部物流振興課)
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を工場用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目120番14</p> <p>2 土地の面積 3万1,424.06㎡</p> <p>3 売払い予定金額 5億7,820万2,704円</p>	

No 19	指定管理者の指定について（北九州市立もじ少年自然の家） <p style="text-align: right;">（子ども家庭局子ども家庭部青少年課）</p>
<p>北九州市立もじ少年自然の家について、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立もじ少年自然の家 2 指定管理者に指定するもの 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体 3 指定する期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	

N o 20～24	指定管理者の指定について（北九州テレワークセンター等） <div style="text-align: right;">（産業経済局総務政策部総務課）</div>
--------------	--

北九州テレワークセンター等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
20	北九州テレワークセンター	f a b b i t 共同事業体	平成30年4月1日 から平成35年3月31日まで
21	北九州学術研究都市 産学連携センター	公益財団法人 北九州産業学 術推進機構	平成30年4月1日 から平成35年3月31日まで
	北九州学術研究都市 共同研究開発センター		
	北九州学術研究都市 情報技術高度化センター		
	北九州学術研究都市 事業化支援センター		
	北九州学術研究都市 技術開発交流センター		
	北九州学術研究都市 学術情報センター		
	北九州学術研究都市 会議場		
	北九州学術研究都市 体育館		
	北九州学術研究都市 運動場		

（次頁に続く）

(続き)

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
2 2	北九州市関門海峡ミュージアム 北九州市旧大阪商船 北九州市旧門司三井倶楽部 北九州市大連友好記念館 北九州市門司港レトロ観光物産館 北九州市門司港レトロ駐車場 北九州市門司港レトロ展望室 福岡県関門海峡ミュージアム 北九州市旧門司税関 旧大連航路上屋	株式会社ビー ビー・ジェイ・ ウェスト・ア クティオ株式 会社共同企業 体	平成30年4月1 日から平成35年 3月31日まで (北九州市大連友 好記念館は、同施 設の供用開始の日 から平成35年3 月31日まで)
2 3	北九州市旧九州鉄道本社	九州鉄道記念 館運営共同企 業体	平成30年4月1 日から平成35年 3月31日まで
2 4	北九州市立総合農事センター	ワールドミク ニ共同事業体	平成30年4月1 日から平成35年 3月31日まで

N o 25・26	指定管理者の指定について（北九州市立白野江植物公園等） <div style="text-align: right;">（建設局公園緑地部公園管理課）</div>
--------------	--

北九州市立白野江植物公園等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
25	北九州市立白野江植物公園	内山緑地建設株式会社	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
26	志井ファミリープール	岡崎建工株式会社	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

No 27	指定管理者の指定について（北九州市門司麦酒煉瓦館） <p style="text-align: right;">（建築都市局整備部区画整理課）</p>
<p>北九州市門司麦酒煉瓦館について、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市門司麦酒煉瓦館 2 指定管理者に指定する者 特定非営利活動法人門司赤煉瓦倶楽部 3 指定する期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	

No 28	指定管理者の指定について（新門司1・2号岸壁等） （港湾空港局港営部港営課）
----------	---

新門司1・2号岸壁等について、指定管理者を指定するもの

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門司区に所在する港湾施設（国有港湾施設などを除く）

分類	施設概要
係留施設	岸壁、物揚場・船揚場等
臨港交通施設	道路、橋梁
荷さばき施設	荷役機械、荷さばき地、上屋等
旅客施設	旅客乗降用固定施設
保管施設	野積場
船舶役務用施設	船舶給水施設、船舶保管施設
港湾環境整備施設	便所、緑地等
港湾厚生施設	港湾労働者休憩所
港湾管理施設	港湾管理事務所等
港湾施設用地	倉庫敷、緑地敷等

2 指定管理者に指定する者

北九州埠頭株式会社

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

N o 29・30	指定管理者の指定について（北九州市立門司図書館等） <div style="text-align: right;">（教育委員会中央図書館庶務課）</div>
--------------	--

北九州市立門司図書館等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
29	北九州市立門司図書館	株式会社日本施設協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
30	北九州市立戸畑図書館	株式会社日本施設協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

No.	件名	要 旨	
平成 29 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	2億9,010万3千円	5,720億5,757万1千円
	特別会計	362万8千円	5,663億1,601万1千円
	企業会計	0千円	1,284億1,015万円
	合 計	2億9,373万1千円	1兆2,667億8,373万2千円
31	平成29年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 (債務負担) 2 総 額	2億9,010万3千円 29億2,650万円 5,720億5,757万1千円
32	平成29年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	362万8千円 3億4,292万8千円
33	平成29年度北九州市 競輪、競艇特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0円 1,252億6,200万円
34	平成29年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0円 20億7,370万円

35	平成 29 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額	0 円
		2 総 額	49 億 2,200 万円